

令和3年度 香港でのプロモーション業務のプロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

令和3年度 香港でのプロモーション業務

2 委託期間

契約の日から令和4年2月28日まで

3 業務内容

香港における糸島産品の販路拡大と糸島観光のPRを図るため、下記のとおり糸島産品のPRと糸島市のプロモーションを行う。

実施にあたっては、以下の条件を満たしたうえで、具体的な事業内容（フェアの具体的内容、実施店舗案、実施期間、PRの手法等）が分かるように提案すること。

(1) 現地飲食店での糸島フェア開催

- ・現地レストランで、糸島産の食材を使った料理を提供するフェアを実施すること。
- ・食材は糸島産の牡蠣をメインとし、糸島の雰囲気を感じてもらうことを目的にその他の産品も提供すること。（現地消費者へは有償での提供を基本とする。）
- ・イベントの期間は2週間以上とすること。

(2) 店舗において、映像等も用いて糸島の観光スポットを紹介するなどの情報発信を行うこと。

(3) インフルエンサー等を活用しフェアの実施のPRをすること。

(4) フェアと並行して糸島及び糸島産品の認知向上のための情報発信を行うこと。

4 その他の要件

(1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。

(2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係団体と十分な連絡、調整を行い、運営すること。

(3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行うこと。

(4) 委託業務に係る調整会議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受注者の負担とする。

(5) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブル、並びに現地におけるトラブルの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。

(6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。

(7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成15年法律第57号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。

(8) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

(9) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にし、委託者である市に報告すること。また、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「令和3年度 香港でのプロモーション

ョン業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5. 参加資格要件」を満たしておくこと。

5 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から10日以内に、実績報告書に関係書類を添えて発注者に提出する。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5年間はこれを適切に保存し、発注者から提出を求められ場合には、速やかに提出しなければならない。

6 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行ない決定するものとする。